防火管理者選任・届出　手順チャート

防火管理者が該当する建物内の各テナント(店舗･事業所)ごとに、防火管理者の選任と届出が必要です。
以下のチャートに沿って、資格確認から選任届出・消防計画の提出まで進めてください。

■ 防火管理者選任・届出フローチャート

STEP 1 社内の資格所持者の確認

管理監督的な立場(店長、支店長、総務責任者等)にある従業員の中に、防火管理者資格(緑の修了証)をお持ちの方がいるか確認します。

【資格者がいない場合】→ まずは講習を受講するため STEP2 へ
【資格者がいる場合】　→　次は届出を作成するため STEP3 へ

STEP 2 防火管理講習の受講・資格取得

東京消防庁ホームページ等から「オンライン講習」または「対面講習」を申し込み、受講します。
修了後に交付される修了証(緑の手帳)を保管してください。

STEP 3 防火・防災管理者選任(解任)届出書の作成

選任届出書に必要事項を記入します。テナントの管理権原者(代表者等)名義で作成します(押印不要)。
修了証のコピーを用意してください。

STEP 4 テナント用「消防計画」の作成

事業所の規模や用途に応じた「消防計画作成(変更)届出書」と消防計画を作成します。
東京消防庁HPの作成例(ひな形)を活用できます。

STEP 5 管轄消防署への届出提出

「選任届出書」と「消防計画作成届出書」をあわせて管轄消防署窓口へ持参、郵送、または電子申請にて提出します。

【京橋消防署HPのご案内】
～これから防火管理者になる方へ～



・防火管理講習の受講がお済みでない方
・終了証を持っているけど、防火管理者選任届出の提出がまだの方
・防火管理種別の甲種と乙種について把握したい方
・収容人員の計算方法を知りたい方
・講習を受講したかどうか覚えていない方
・その他、自分が何をすればいいか分からない方等

※上記の例に該当する方は、お手元のスマートフォン等から右記のＱＲコードを読み取り、詳細をご確認ください。

